

日米貿易交渉を含む経済連携協定等に係る緊急提言

現在、日米では、昨年9月の日米共同声明に基づき貿易交渉が進められ、本年5月の首脳会談や閣僚協議では、早期の成果達成に向けて議論を更に加速させることができた。

昨年12月のTPP11協定に続き、本年2月には日EU・EPAが発効し、これらの経済連携協定は、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由で公正な経済圏を創造するものと期待されている。

一方で、こうした経済連携協定等は、地方の基幹産業である農林水産業をはじめとする幅広い経済活動や国民生活への影響が懸念されることから、次のことを緊急に提言する。

1 日米貿易交渉について

(1) 農林水産業について

交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを踏まえ、交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について、丁寧に情報提供を行うとともに、交渉にあたっては、我が国の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展できるよう、農林水産物等の重要品目に対する必要な国境措置を確保すること。

(2) 自動車産業について

米国において、日本から輸出する自動車及び自動車部品の関税の引上げや日本からの輸出に対する数量規制が行われた場合、日本の自動車メーカー及び自動車部品関連産業に多大な影響があり、地方の経済や雇用への悪影響が懸念される。一方、日本の自動車産業は米国への投資を通じて、米国の雇用や付加価値の創出に大きく貢献しているところであり、交渉にあたっては、自由貿易体制を妨げることなく、また、日本の産業競争力強化につながるよう、強い姿勢で交渉に臨むこと。併せて、詳細な協議内容の情報を速やかに明らかにすること。

2 発効された経済連携協定に関する継続的な取組

TPP11協定や日EU・EPAの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農林漁業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく、万全な対策を講じること。

併せて、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現に向け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる施策を各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するため、十分な予算を措置すること。

全 国 知 事 会
会 長 埼玉県知事 上 田 清 司
農林商工常任委員会委員長 広島県知事 湯 崎 英 彦